感染症法の分類と考え方

(平成 26 年 10 月 31 日現在)

分 類	分類の考え方	実施できる措置等	感染症法の疾病名等
1類感染症	・ヒトからヒトに感染する疾病 ・感染力と罹患した場合の重篤性等に 基づく総合的観点から見た危険性の 程度に応じて分類	・対人:入院、健康診断(都道府県知事が必要と認めるとき)等・対物:消毒等の措置・交通制限等の措置が可能	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2類感染症		・対人:入院、健康診断(都道府県知事が必要と認めるとき)等・対物:消毒等の措置	【法】急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスに限る)、 結核、鳥インフルエンザ(H5N1)
3類感染症		・対人:特定職種への就業制限、健康診断 (都道府県知事が必要と認めるとき)等 ・対物:消毒等の措置	【法】腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、 腸チフス、パラチフス
4類感染症	・ 1類~3類感染症以外のもので、主に動物等を介してヒトに感染・ 国民の健康に影響を与えるおそれあり	・動物への措置を含む消毒等の措置	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、狂犬病、マラリア、 鳥インフルエンザ (H5N1 を除く)、等 【政令】ウエストナイル熱、オウム病、日本脳炎、レジオネラ症 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)、デング熱、等
5類感染症	・ 国民の健康に影響を与えるおそれあり	・国民や医療関係者への情報提供によって、発生・拡大を防止	【法】インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等 感染症を除く。)、麻しん、梅毒、後天性免疫不全症候群、等 【省令】アメーバ赤痢、感染性胃腸炎、風しん、百日咳、水痘、等
新型インフルエンザ等 感染症	新たにヒトからヒトに伝染する能力を有することになったインフルエンザであって、国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ	 ・対人:入院、健康診断(都道府県知事が必要と認めるとき)等 ・対物:消毒等の措置 ・政令により1類感染症相当の措置も可能 ・感染したおそれのある者に対する健康状態の報告要請、外出の自粛要請等 	【法】新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
指定感染症	・ 既知の感染症で、1類から3類感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ	・1類から3類感染症に準じた対人、対物措置(延長含め最大2年間に限定)	鳥インフルエンザ(H7N9)、中東呼吸器症候群(MERS) ※これまで、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)が指定され、法改正により 現在は2類感染症に位置づけられている